

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和 4 0 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号。以下「条例」という。） 第 5 1 条、第 7 1 条並びに第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づき、市民税、固定資産税（条例第 1 4 6 条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。 (軽自動車税の減免)	第 1 条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号。以下「条例」という。） 第 5 1 条、第 7 1 条並びに第 8 1 条の 8、第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づき、市民税、固定資産税（条例第 1 4 6 条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。 (軽自動車税の種別割の減免)
第 6 条 <省略>	第 6 条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 第 1 項に規定する年齢が 1 8 歳未満の者であるかどうかの判定は、 <u>軽自動車税</u> の賦課期日現在によるものとする。	3 第 1 項に規定する年齢が 1 8 歳未満の者であるかどうかの判定は、 <u>種別割</u> の賦課期日現在によるものとする。
4 条例第 8 9 条及び第 9 0 条の規定による <u>軽自動車税</u> の減免額は、当該 <u>軽自動車税</u> の全部とする。	4 条例第 8 9 条及び第 9 0 条の規定による <u>種別割</u> の減免額は、当該 <u>種別割</u> の全部とする。  ( <u>軽自動車税の環境性能割における身体障害者等の範囲</u> )

第7条 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第1号及び第2号（同項ただし書の場合を除く。）の規定に該当するものをいう。

2 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第3号及び第4号の規定に該当するものをいう。

3 条例附則第15条の3第1項第4号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、前条第2項ただし書の規定による同項第1号及び第2号の規定に該当するものをいう。

（軽自動車税の環境性能割の減免）

第8条 条例附則第15条の3第1項第3号から第7号まで及び第2項の規定により、次の表の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の欄に掲げる軽自動車の取得者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる3輪以上の軽自動車	減免額	減免申請期日
(1)	条例附則第15条の3第1項第	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 環境性能割額の全部 イ 300万円に	法第454条第1項各号の規定による申告期日（以下「申告納付

	3号に規定するもの	身体障害者又は「期限」という精神障害者等が。) 運転するための構造変更に要した金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
(2)	条例 附則第15条の3第1項第4号に規定するもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 環境性能割額の全部 イ 300万円に重度身体障害者又は精神障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
(3)	条例 附則第15条の3第1項第5号に規定するもの	環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
(4)	条例 附則第	次に掲げる3輪以上の軽自動車の区分

15条	に応じ、それぞれに
の3第	掲げる額
1項第	ア 専ら身体障害
6号に	者の利用に供す
規定す	るための構造を
るもの	有する3輪以上
	の軽自動車 環
	境性能割額の全
	部
	イ アに掲げる3
	輪以上の軽自動
	車以外の3輪以
	上の軽自動車
	身体障害者の利
	用に供するため
	の構造変更に要
	した金額に相当
	する額に当該3
	輪以上の軽自動
	車に対して課す
	る環境性能割の
	税率を乗じて得
	た額に相当する
	額
(5)	条 例 身体障害者が運転
	するのための構造変更
	に要した金額に相当
	する額に当該3輪以
	上の軽自動車に対し
	て課する環境性能割
	の税率を乗じて得た
	額に相当する額

(6)	条 例	環境性能割額の全
	附 則 第 部	
	1 5 条	
	の 3 第	
	2 項 に	
	規 定 す	
	る も の	

(災害による軽自動車税の環境性能割の減免)

第 9 条 条 例 附 則 第 1 5 条 の 3 第 1 項 第 1 号 及 び  
 第 2 号 に 規 定 す る 天 災 そ の 他 特 別 の 事 情 に よ り  
 滅 失 又 は 損 壊 し た 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 に つ い て  
 、 次 の 表 の 減 免 の 対 象 と な る 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車  
 の 欄 に 掲 げ る 軽 自 動 車 の 取 得 者 が 、 同 表 の 減  
 免 の 範 囲 に 該 当 し 、 同 表 の 減 免 申 請 期 日 の 欄 に  
 掲 げ る 期 日 ま で に 申 請 を し た 場 合 に お い て は 、  
 市 長 は 、 必 要 が あ る と 認 め る と き に 限 り 、 そ の  
 者 に 課 す る 環 境 性 能 割 額 か ら そ れ ぞ れ 同 表 の 減  
 免 額 の 欄 に 掲 げ る 額 を 減 免 す る 。

番 号	減 免 の 対 象 と な る 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車	減 免 の 範 囲	減 免 額	減 免 申 請 期 日
(1)	条 例 附 則 第 1 5 条 の 3 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す	震 災 、 風 水 害 、 落 雷 、 火 災 、 盜 難 、 自 己 の 責 に 帰 さ な い 交 通 事 故 そ の 他 こ れ	当 該 災 害 に よ り 滅 失 損 壊 し た 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 の 被 災 す る 直 前 の 状 態 の 通	申 告 納 付 期 限

るもの	らに類する	常の取得価
	災害（以下「災害」という。）のやんだ日から3月（当該災害が盗難の場合は、盗難にあつた日から6月）を経過する日までに取得された、滅失若しくは損壊又は亡失（以下「滅失損壊」という。）の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車（以下「被災時代替軽自動車」という。）	額（法第450条に規定する通常取得価額をいう。以下同じ。）に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額（その額が代替軽自動車に対して課する環境性能割額を超える場合は、当該環境性能割額。以下「被災時減免額」という。）。ただし、盗難により亡失していた3輪以上の軽

自動車が発見され、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額が法第452条に規定する免税点（以下「免税点」という。）を超える場合は、被災時減額が当該発見直後の通常の取得価額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額（以下「発見時環境性能割額」という。）を超えるときに限



				輪以上の軽 自動車が発 見され、当 該発見直後 の通常の取 得価額に相 当する額が 免税点を超 える場合の 減免額は、 当該発見時 環境性能割 額を取得時 減免額から 控除して得 た額に相当 する額とす る。
--	--	--	--	---

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。